

労働者協同組合法に係る手引き

(令和4年9月16日版)

目 次

第1 労働者協同組合法の趣旨及び概要等	1
1 労働者協同組合法の施行に関する関係文書等	1
2 用語の定義	1
3 法の趣旨及び概要	2
第2 総論	4
労働者協同組合の事業・組合員	4
労働者協同組合設立までの流れ	5
労働者協同組合の管理・運営	6
行政庁の業務内容等	8
第3 各論	10
1 企業組合から労働者協同組合に組織変更した場合	10
2 特定非営利活動法人から労働者協同組合に組織変更した場合	14
3 特定労働者協同組合について	20
第4 会計について	27
1 総則	27
2 勘定科目（別添 勘定科目表参照）	27
3 決算関係書類	28
4 事業報告書	30

第1 労働者協同組合法の趣旨及び概要等

1 労働者協同組合法の施行に関する関係文書等

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）の施行については、以下のような関係法令・通知等があるため、必要に応じて参照されたい。

労働者協同組合制度に関する法令・通知一覧

法令、通知等	主な内容等
労働者協同組合法（令和2年法律第78号）	労働者協同組合の設立、管理その他必要な事項
労働者協同組合法の公布について（令和2年12月11日雇均発1211第1号厚生労働省雇用環境・均等局長通知）	法律制定の趣旨、法律の内容等
労働者協同組合法施行令（令和4年政令第209号）	組合が行うことが適当でない事業、組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲について、会社法の規定の技術的読替え等
労働者協同組合法施行規則（令和4年厚生労働省令第89号）	決算関係書類に関する事項、総会の招集手続等に関する事項、解散及び清算並びに合併に関する事項、企業組合及び特定非営利活動法人からの組織変更に関する事項等
労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するための指針（令和4年厚生労働省告示第188号）	労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するため、必要な基本的事項
労働者協同組合法の施行について（令和4年5月27日雇均発0527第1号）	労働者協同組合法施行令、労働者協同組合法施行規則及び労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するための指針について、その趣旨や主な内容等
労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）	非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度の創設と税制上の措置に関する事項
労働者協同組合法等の一部を改正する法律の公布について（令和4年6月17日雇均発0617第1号）	改正法律の趣旨、改正法律の内容等
労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第113号）	特定労働者協同組合の認定等に関する事項
「労働者協同組合法の施行について」の一部改正について（令和4年8月23日雇均発0823第1号）	労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令の趣旨や主な内容を、雇均発0527第1号を改正

2 用語の定義

以後、特に断りがない限り、以下のとおりとする。

（1）法

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）をいう。

（2）則

労働者協同組合法施行規則（令和4年厚生労働省令第89号）をいう。

3 法の趣旨及び概要

(1) 趣旨

近年、労働者が自発的に協同して労働し、事業を行うという「協同労働」の形で地域における多様な需要に応じた事業が運営・実施される事例が見られる。「協同労働」は、多様な就労の機会を創出することにより地域の課題を解決し、地域に貢献するものであり、今後一層の拡充が望まれる。

しかしながら、現行法上は、

- ① 出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、
- ② 地域に貢献し、地域課題を解決するに当たって利用可能な非営利の法人という「協同労働」の実態に合った法人制度が存在しない。

そのため、一部では、やむを得ず既存の法人形態である企業組合やN P O 法人などを利用して事業が実施されているが、これらの法人は出資や営利性の点で協同労働の実態に合わず、利用しづらいとの声がある。

そこで、本法は、新たな法人形態として、「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事すること」を基本原理とする組織である「労働者協同組合」を法制化するものである。

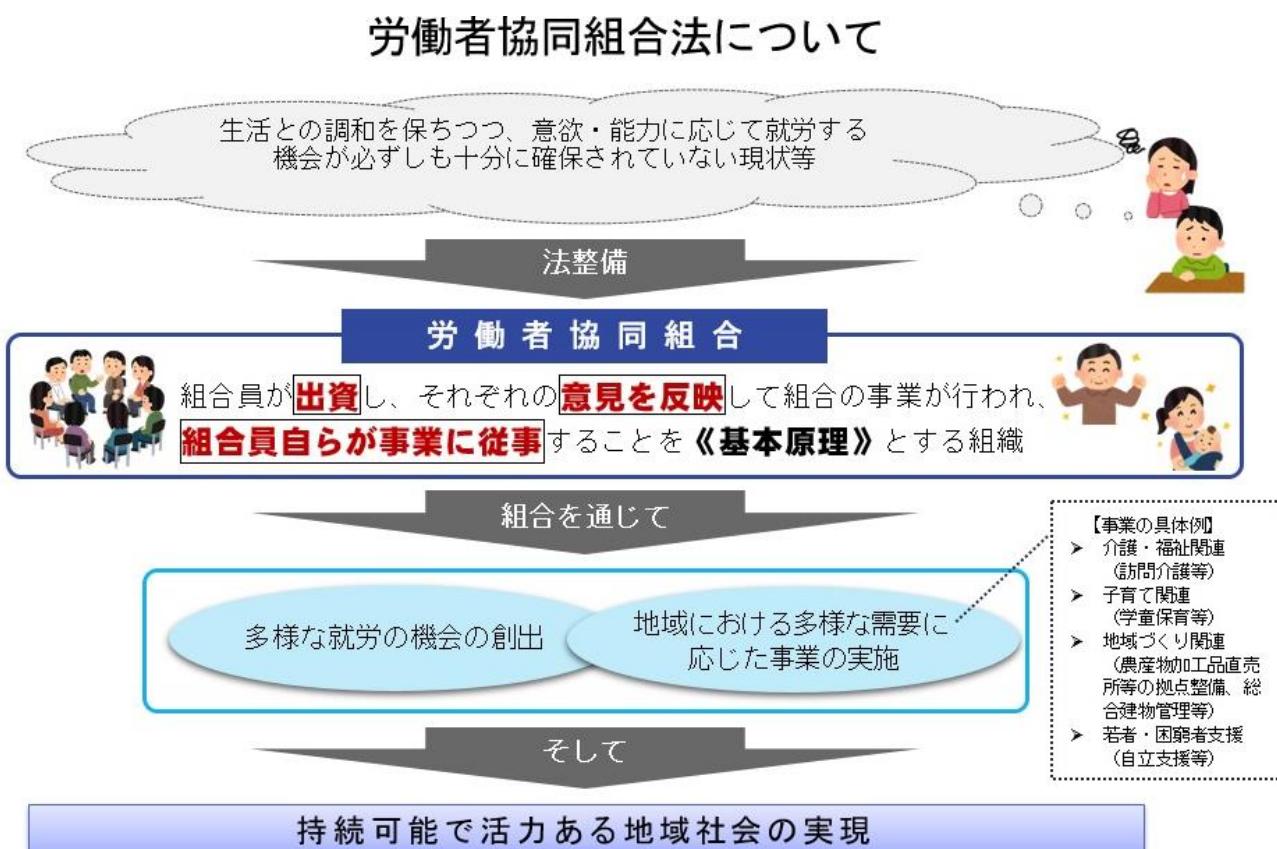
これにより、多様な就労の機会が創出されるとともに、地域における多様な需要に応じた事業の実施が促進され、ひいては持続可能で活力ある地域社会の実現に資するものと考えられる。

(2) 概要

労働者協同組合は、「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事すること」を基本原理とする組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決することを目指したものであり、出資配当を認めない非営利の法人である。

労働者協同組合制度の概要として、

- ① 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とすること、
- ② 出資配当は認めず、剰余金の配当は、従事分量によること、
- ③ 組合は、組合員と労働契約を締結すること、
- ④ そのほか、理事・監事等の役員、総会等の機関、行政庁による監督などを法律上規定している。



1 法制化の必要性

- 持続可能で活力ある地域社会を実現するため、
出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決する
ための**非営利の法人**を、簡便に設立できる制度が求められている。
- 現行法上、このような性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化
する必要がある。

	企業組合	NPO法人	労働者協同組合
出資	○	×	○
設立	認可主義	認証主義	準則主義

2 労働者協同組合法のポイント

- 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、組合員と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。
- その他、定款、役員等（理事、監事・組合員監査会）、総会、行政庁による監督、企業組合
又はNPO法人からの組織変更、検討条項（施行後5年）等に関する規定を置く。

第2 総論

労働者協同組合の事業・組合員

労働者協同組合の行うことができる事業（法第7条）

- 持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする事業であれば実施可能。ただし、労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして政令で定める事業は行うことができない。現在、政令では、労働者派遣事業のみを規定している。

労働者協同組合の組合員（法第6条、第9条～第21条）

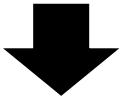
- 資格（定款で定める個人）
- 出資
 - ・組合員は出資1口以上、出資1口の金額は均一、一組合員の出資口数は、出資総口数の100分の25以下、組合員の責任は出資額を限度
- 議決権及び選挙権
 - ・各組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有すること
- 加入
 - ・組合員たる資格を有する者は、正当な理由がないのに加入を拒まれないこと
- 自由脱退
 - ・組合員は、90日前までに予告し、事業年度末において脱退
- 法定脱退（組合員たる資格の喪失、死亡、除名）
- 労働契約の締結
 - ・組合は、事業に従事する組合員（組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員、監事である組合員を除く）との間で、労働契約を締結

労働者協同組合設立までの流れ

<根拠法・条文等>

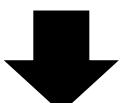
- ① 発起人（組合員になる意思のある者）を3人以上集める。
・定款、事業計画、収支予算の作成

令和4年10月1日以降



- ① 創立総会の開催の日時、場所、定款の公告
(会議開催日の少なくとも2週間前まで)

(法第23条第1項・
第2項)



- ② 創立総会の開催
・定款の承認、事業計画、収支予算、役員の選任などを議決し、又は役員選挙を行い、議事録を作成する。
・組合員たる資格を有する者でその会日までの発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。
・創立総会で理事が選任された以降に理事会を開催し代表理事を選定する。その他、定款に代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を直接記載する方法等もある。

(法第23条第3～7項、
法第32条第3項ただし書、
同条第12項)



- ③ 発起人から理事へ事務引継

(法第24条)



- ④ 出資の第1回の払込み

(法第25条)



(次ページへ続く)

⑤ 設立の登記

主たる事務所の所在地を管轄する法務局で設立の登記をすること
で組合が成立する。

(法第 26 条)



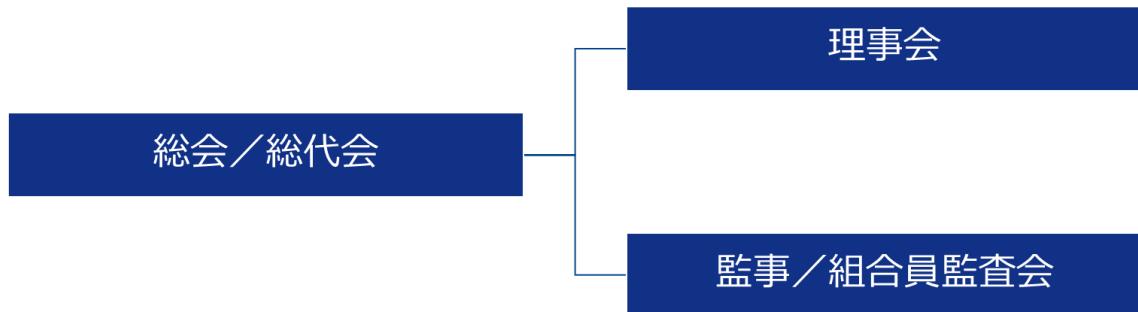
⑥ 行政庁への成立の届出

組合成立後 2 週間以内に、登記事項証明書、定款、役員の氏名
及び住所を記載した書面を添えた成立届書を、行政庁（主たる
事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出る。

(法第 27 条、132 条、
労協法施行規則第 5 条各号)

労働者協同組合の管理・運営

労働者協同組合の意思決定や業務の執行を行うために、総会、理事会等の組織が定められている（法第 29 条～第 94 条）。



- ・総会は、組合の基本原理を具体化する機関で、組合における最高意思決定機関
※総代会は、組合員総数が200人を超える組合のみ設置可能
- ・理事会は、すべての理事で構成される業務執行機関
- ・監事は、理事の業務の執行を監査する機関
※組合員監査会は、理事以外の全ての組合員をもって組織される。組合員総数が20人を超えない組合のみ設置可能

総会の議決事項等

総会の議決事項は、以下のようになっている。

法定議決事項：定款の変更・組合の解散又は合併・組合員の除名・事業の全部の譲渡・一定の事情のもと、特定の組合員について出資口数持ち上限を超える承諾・一定の役員に関する、役員の組合に対する損害賠償責任の免除・新設合併設立に関する事項・規約の設定、変更又は廃止・毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更・組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡・労働者協同組合連合会への加入又は脱退

任意議決事項：その他定款で定める事項

総会の特別の議決事項（総組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする事項）は、上記の下線を引いた 7 つの事項。

総会への報告事項は、以下のようになっている。

①通常総会

- ・各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果

②事由が生じた後最初に招集される総会に報告

- ・就業規則の作成（当該就業規則の内容）
- ・就業規則の変更（当該変更の内容）
- ・労働協約の締結（当該労働協約の内容）
- ・労働基準法第 4 章に規定する協定の締結又は委員会の決議（当該協定又は当該決議の内容）

議決事項	特別議決事項	報告事項
<p>①法定議決事項 (特別議決事項と以下の事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約の設定、変更又は廃止 ・毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 ・組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡 ・労働者協同組合連合会への加入又は脱退 ・役員の選挙又は選任 ・組合員による役員の解任請求 ・決算関係書類の承認 <p>②任意議決事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他定款で定める事項 	<p>総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定款の変更 ②組合の解散又は合併 ③組合員の除名 ④事業の全部の譲渡 ⑤一定の事情のもと、特定の組合員について出資口数持ち上限を超える承諾 ⑥一定の役員に関する、役員の組合に対する損害賠償責任の免除 ⑦新設合併設立に関する事項 	<p>①通常総会での報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果 <p>②事由が生じた日後最初に招集される総会での報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の作成、変更の内容 ・労働協約の締結の内容 ・労働基準法第4章に規定する協定の締結又は委員会の決議の内容

行政庁の業務内容等

行政庁の主な業務内容について

- 行政庁 : 組合についてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事、連合会については厚生労働大臣（第132条）
- 労働者協同組合の設立については準則主義を採用することとしており、一般的な他の協同組合の設立のような、行政による認可業務は発生しない。
- 労働者協同組合のうち非営利性の徹底された組合である特定労働者協同組合については、行政による認定業務が発生する。（手引き第3の3「特定労働者協同組合について」参照）

主な行政庁の業務（届出、監督関係）に関する規定及び条番号

	主な行政庁の業務（届出、監督関係）に関する規定	条項
成立の届出	組合は、成立したときは、その成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨並びに役員の氏名及び住所を行政庁に届け出なければならない。	第27条
役員の変更の届出	組合は、役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。	第33条
定款の変更の届出	組合は、定款を変更したときは、その変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。	第63条 第3項
解散の届出	組合が一定の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。	第80条 第3項
休眠組合に対する措置	休眠組合（組合であって、当該組合に関する登記が最後にあった日から五年を経過したもの）は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に厚生労働省令で定めるところにより行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされたときは、この限りでない。	第81条 第1項
合併の届出	組合は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（新設合併設立組合にあっては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨（新設合併設立組合にあっては、その旨並びに役員の氏名及び住所）を行政庁に届け出なければならない。	第91条
決算関係書類等の提出	組合及び連合会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。	第124条 第1項
報告の徴取	行政庁は、組合又は連合会から、当該組合又は連合会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴することができる。	第125条
検査等	行政庁は、組合若しくは連合会の業務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合若しくは連合会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、当該組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。	第126条 第1項
措置命令	行政庁は、第百二十五条の規定により報告を徴し、又は前条第一項の規定により検査をした場合において、組合若しくは連合会の業務若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは連合会の運営が著しく不当であると認めるときは、当該組合又は連合会に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。	第127条 第1項
業務停止命令等	組合又は連合会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ぜることができる。	第127条 第2項
解散命令	行政庁は、組合若しくは連合会が第一項の命令に違反したとき又は組合若しくは連合会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、当該組合又は連合会に対し、解散を命ぜることができる。	第127条 第3項

第3 各論

1 企業組合から労働者協同組合に組織変更した場合

(1) 概要

この法律の施行の際現に存する企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に掲げる企業組合をいう。以下同じ。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、施行日から起算して3年以内に、その組織を変更し、組合になることができる（法附則第4条）。

企業組合から労働者協同組合に組織変更（法附則第4条）した場合について、法附則第9条の規定に基づき、企業組合の組織変更に際して準備金として計上すべき額等に関する規定が設けられている。

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）附則

（準備金として計上すべき額等）

第九条 企業組合の組織変更に際して準備金として計上すべき額その他企業組合の組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(2) 資本剰余金の具体的な内容等

資本剰余金（大分類：純資産の区分）について

労働者協同組合には、制度上、資本準備金（中分類）（①加入金（小分類）、②増口金（小分類））はない。①加入金、②増口金（ぞうくちきん）とは、出資一口当たりの持分調整金のこと。出資一口当たりの持分額（組合の正味財産の価額を出資総口数で除した額）は、変化するため、原始加入者以外の者が、新たに加入する場合や増口をする場合には、持分を調整する必要があり、加入金や増口金を徴収することがある。加入金及び増口金は、組合員が加入後、短期間に脱退をした場合に、出資金以上の払い戻しを受けることを防止するためにあるが、企業組合と異なり、労働者協同組合は、法第16条第1項において、払い戻し請求可能額を、払込済出資額を限度としているため、労協法制上、①加入金、②増口金はない。

企業組合に、①加入金、②増口金がある場合、組織変更時に清算するか労働者協同組合に引き継ぐかは、当該企業組合の判断とする。引き継ぐ場合は新設の小分類「移行時剰余金」（企業組合から労協組合へ組織変更した場合の企業組合時代の資本準備金の残り）に計上することが考えられる。

資本剰余金（中分類）、出資金減少差益（小分類。出資金の減少によって生じた差益を処理する。）は、労働者協同組合についても該当がある。組織変更時に清算するか労働者協同組合に引き継ぐかは、当該企業組合の判断となる。

大分類：純資産（労働者協同組法上、加入金及び増口金はない。）

区分	中分類	小分類	留意事項等
資本剰余金	資本準備金	加入金	出資一口当たりの持分調整金
		増口金	出資一口当たりの持分調整金
資本剰余金		出資金減少差益	出資金の減少によって生じた差益を処理する。
		移行時剰余金（新設）	企業組合から労協組合へ組織変更した場合の企業組合時代の資本準備金の残り

（3）企業組合からの組織変更の流れ

組織変更の流れ図中⑥のとおり、組合の行政庁のみならず、企業組合の行政庁にも組織変更した旨の届出が必要である（別添 組織変更に係る様式例参照）。

令和4年10月1日以降

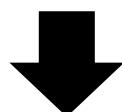
＜根拠法・条文等＞

① 組織変更の議決総会招集の通知（総会の2週間前）

- 「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を総会の招集案内と合わせて通知する

（労協法附則第5条

- ・中協法第49条第1項）

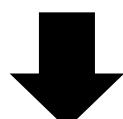


② 組織変更の議決総会の開催

- 「組織変更が効力を生ずる日（効力発生日）」等を定めた組織変更計画について、総会の議決により承認する。議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による特別決議を必要とする。

（労協法附則第5条

- ・中協法第53条）



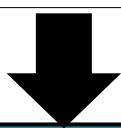
（次ページへ続く）

③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議申述公告

- ・組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
- ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）
債権者が異議の申し立てを行い得ることも併せて官報公告し、かつ、知れている債権者に対し格別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、格別の催告は不要）。

※官報公告については、公告を申し込みから掲載まで1～2週間程度を要する。

(労協法附則第6条)



組織変更をする企業組合は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効果は生じない。

(労協法附則第11条第1項・同条第3項)



④ 新法人の組合員加入をする者へ「組織変更後組合」の出資の割当て

(労協法附則第8条)



⑤ 組織変更登記（解散登記＋設立登記）

- ・効力発生日から2週間以内に、法務局へ企業組合の登記、組織変更登記申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。
- ・効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

(労協法附則第15条第1項、第12条・労協法第27条
・労協令第3条第1項)

(次ページへ続く)

＜根拠法・条文等＞

⑥ 組織変更の届出

- ・企業組合を管轄する行政庁（財務大臣の所管に属する事業を行わないものにあっては、管轄都道府県知事。財務大臣の所管する事業を行うものについては中協法第111条第1項参照）に対し、遅滞なく、組織変更の届出
- ・労働者協同組合を管轄する行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から2週間以内に、組織変更の届出。

(労協法附則第12条・
労協法第27条・第132条
・中協法第111条第1項)

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（労協法附則第5条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更に際して取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
- ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項
- ⑦ 効力発生日
- ⑧ その他、厚労省令で定める事項

2 特定非営利活動法人から労働者協同組合に組織変更した場合

(1) 概要

この法律の施行の際現に存する企業組合又は特定非営利活動法人は、施行日から起算して3年以内に、その組織を変更し、組合になることができる（法附則第4条）。

特定非営利活動法人から労働者協同組合に組織変更（法附則第4条）した場合について、法附則第18条第1項の規定により、特定非営利活動法人から労働者協同組合への組織変更に際して、組織変更時財産額について、定款に記載し又は記録することになっている。これは、特定非営利活動法人は、その財産を構成員に分配することができないのに対して、労働者協同組合は、分配可能であり、組織変更後も、特定非営利活動法人時代の財産を適切に管理する必要が生じるためである。

公益法人制度改革（※）の際に、特例民法法人（旧民法第34条に基づく公益法人）から一般法人に移行する際に、公益目的財産額を算定して、公益目的支出計画に基づき、その残額が零になるまで、管理した例があることから、当該例を参考にする。ただし、今回は、支出計画を作成し残額が零になるまで、管理する訳ではなく、組織変更時財産額のうち、土地、有価証券等の時価評価資産の評価方法を公益目的財産額の例と同様にする。

※ いわゆる「公益法人制度改革関連3法」と呼ばれる以下の3法は、平成18年5月に成立し、平成20年12月に全面施行された。

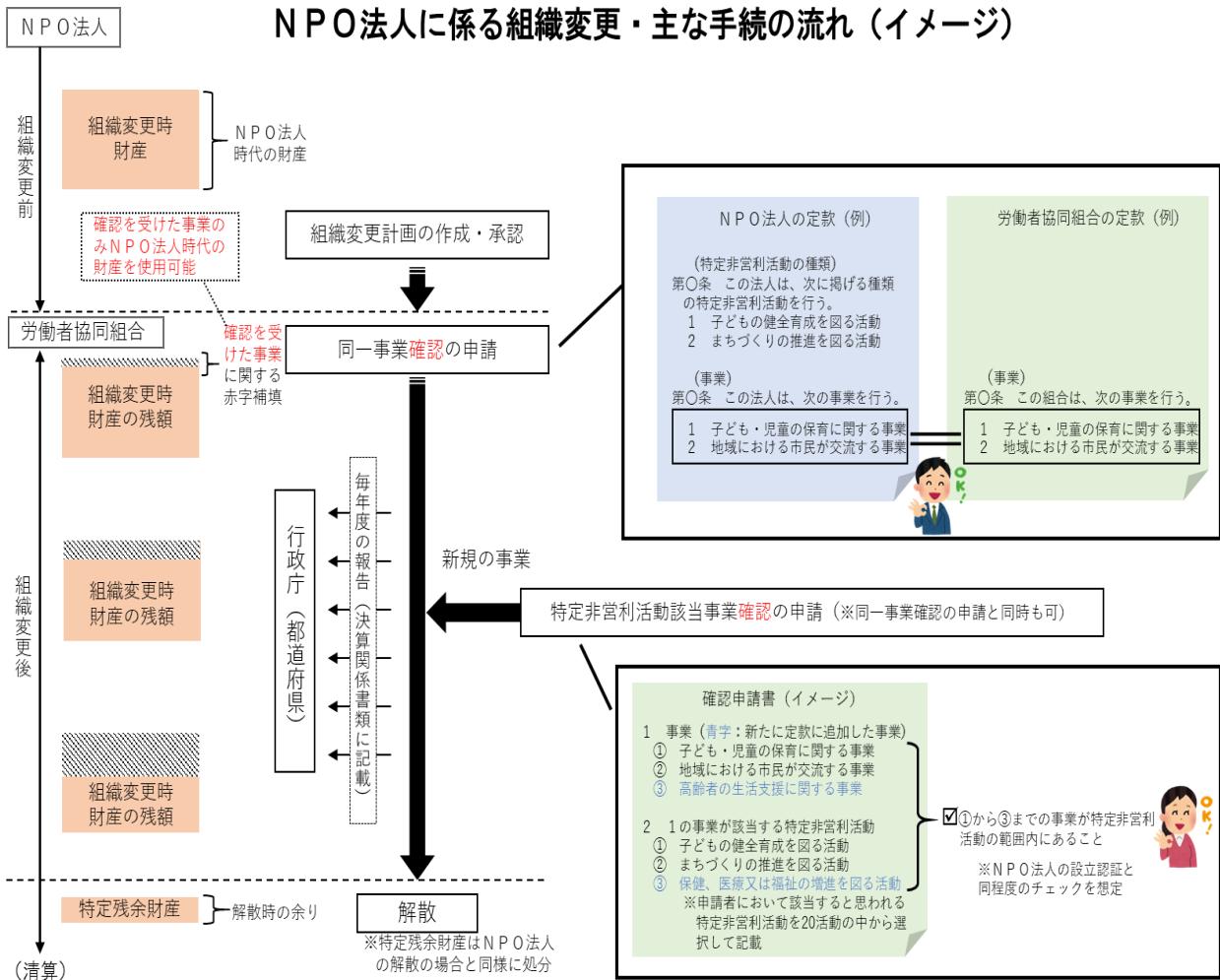
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

組織変更時財産額については、①算定日を法附則第16条第4項において準用する附則第5条第4項第7号の効力発生日（以下「効力発生日」という。特定非営利活動法人が解散し、労働者協同組合となる日）の前日とし、②労働者協同組合になる前の社員総会承認時の算定額、③労働者協同組合になった後の確定時の算定額を行政庁等に示す仕組みとする。

また、法附則第21条の規定により、剰余金のうち組織変更時財産額に係るものは、確認に係る事業の損失を補填するほか使用してはならないため、例えば、確認に係る事業以外の損失を補填したり、従事分量配当の原資としたりすることができないことを意味している。また、確認に係る事業以外の事業も行う場合には、損益計算書を区分して作成するとともに、剰余金の処分においては、確認に係る事業以外の事業で生じた利益を、確認に係る事業の赤字填補に充てることとされていることに留意が必要である。

この場合、特定非営利活動法人が、組織変更時に持っていた財産（現金、自動車、事務用機器、不動産など）は、労働者協同組合に引き継がれ、これらの財産については、労働者協同組合として実施する事業に使用することができる。（確認に係る事業及び確認に係る事業以外の事業の両方に使用可能）。

ただし、毎事業年度が終了した後に、組織変更時財産額、組織変更時財産残額を行政庁へ報告する必要がある。



（2）組織変更時財産額（則附則第5条）の具体的な内容

第1号ハ「書画、骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産」について、時価が変動し得る資産として自動車を始め様々なものが考えられるが、これらはすべて「その他の資産」に含まれるか。

組織変更時財産額のうち、土地等の時価評価資産の評価方法を公益目的財産額の例と同様にすることとしているが、同時に、できる限り簡潔な事務処理が可能となる仕組みを目指している。

第1号ハの美術品等その他の資産の評価方法について、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」II-1 (4) ①ivでは、「美術品等その他の資産の評価方法について、法人において移行後も引き続き実施事業に使用するものは、時価評価が可能であっても帳簿価額とすることを認める。継続的に実施事業に使用する予定がないもの、売却の予定があるものについては、時価評価を行う。ただし、帳簿価額と時価との差額が著しく多額でないと法人において判断する場合や時価評価を行うことが困難な場合は、帳簿価額とすることを認める。」となっている。

組織変更後、引き続き実施事業に使用する資産も相当あるのではないかと予想されること、また、ただし書き規定もあることから、第1号ハに該当する資産はそれほど多くなく、実際

には、第1号イの「土地」や口の「有価証券」等が事例として考えられる。

第3号「支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」とは、貸借対照表の純資産の部に計上しているもののうち、法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているものであって、法人において合理的な算定根拠を示すことが可能であるものである。公益目的財産の場合の例として、建築確認を行う指定確認検査機関の指定の基準として法令で定められた損害賠償に備えるために必要な額が挙げられている。余り実例はないのかも知れない。

(3) **社員総会承認時の組織変更時財産額（則附則第6条）の具体的な内容**

組織変更時財産額について、特定非営利活動法人が組織変更して労働者協同組合になる前の社員総会承認時の算定額は、社員総会の承認を受ける日の属する事業年度の前事業年度（以下「社員総会承認直前事業年度」という。）の末日を算定日とみなして計算する。組織変更後の組合の定款には、組織変更時財産額を記載しなければならず（法附則第18条第1項）、また、組織変更計画には、組織変更後組合の定款で定める事項（法附則第5条第4項第2号）を定めることになっているが、社員総会承認時に、算定日（効力発生日の前日）の組織変更時財産額を記載することは、実際は困難であるため（通常の時系列として、社員総会が算定日より相当前に開催されることが想定される。）、当該みなし規定が必要となる。

第2項において、「社員総会承認直前事業年度の末日から起算して三箇月以内」の場合に、社員総会承認直前事業年度の前事業年度の末日を算定日とみなしているのは、各事業年度の末日から3月を過ぎると当該事業年度の決算関係書類等は作成されていると考えられるため。

(4) **組織変更時財産額の確定（則附則第7条）の具体的な内容（別添 組織変更に係る様式例参照）**

組織変更時財産額については、組織変更の登記をした日から起算して3箇月以内に、算定日（効力発生日の前日）における額を行政庁に提出することにより、確定される仕組み。社員総会承認時の算定額は、社員総会の承認を受ける日の属する事業年度の前事業年度の額であり、その後の変化が生じ得るため。

(5) **特定非営利活動に係る事業の確認の手続（則附則第8条）の具体的な内容**

組織変更後の労働者協同組合の行う事業が、特定非営利活動に係る事業に該当することについて、行政庁が行う確認は、組織変更に係る特定非営利活動法人の定款と組織変更後組合の定款を見比べて、同じかどうか確認することとなる。

(6) **定期の報告（則附則第9条）の具体的な内容（別添 組織変更に係る様式例参照）**

法附則第23条の規定により、毎事業年度終了後、行政庁に対して報告することになっている組織変更時財産額に係る使用の状況に関する規定

法附則第23条の規定による報告は、通常総会の終了の日から2週間以内に、様式による報告書に、一定の書類を添えて提出してしなければならない。

提出期限を「通常総会の終了の日から二週間以内に」とした理由は、組織変更時財産額に係る使用的な状況は、貸借対照表及び損益計算書の内容の一部と重なるものであり、労協法第124条では、貸借対照表及び損益計算書を含む決算関係書類等の行政庁への提出期限を「通常総会の終了の日から二週間以内に」としているため、これと合わせることとするため。

やむを得ない理由により定められた期限に書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、提出を延期することができる。

なお、貸借対照表等の注に、本条第1項第1号から第6号までの事項を記載することが考えられる。

加えて、貸借対照表及び損益計算書について、以下の取扱いとする。

- ・組織変更後組合（特定非営利活動法人から労働者協同組合への組織変更後の組合）は、損益計算書について、確認に係る事業と確認に係る事業以外の事業に区分して作成すること（法附則第22条。確認に係る事業と確認に係る事業以外の事業のそれぞれについて、収支差額を算出する必要があるため）。
- ・損益計算書には、剰余金の処分の特例（法附則第21条）の関係で、適宜、①当該事業年度の末日における確認に係る事業の収支差額、②当該事業年度の末日における確認に係る事業以外の事業の収支差額、③確認に係る事業以外の事業から確認に係る事業への振替額、④振替後の確認に係る事業の収支差額を記載することになる。
- ・貸借対照表を区分して作成するかどうかは、法人の判断によること。

（7）特定非営利活動法人からの組織変更の流れ

組織変更の流れ図中⑥のとおり、組合の行政庁のみならず、特定非営利活動法人の所轄庁にも組織変更した旨の届出が必要である（別添 組織変更に係る様式例参照）。

令和4年10月1日以降

＜根拠法・条文等＞

- ① 組織変更の議決に係る社員総会の案内（総会の2週間前）
・「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を
総会の招集案内と合わせて通知する。

（労協法附則第16条、
NPO法第14条の4）



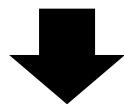
（次ページへ続く）

＜根拠法・条文等＞

② 組織変更社員総会の開催

- ・「組織変更が効力を生ずる日（効力発生日）」等を定めた組織変更計画について社員総会の議決により承認する。
- ・議決は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の賛成を要件とする。
- ・定款には、組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定めなければならない。特定残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、当該帰属先は NPO 法 11 条 3 項の各号に掲げられる者のうちから選定されるようにしなければならない。

(労協法附則第 16 条、
労協法附則第 5 条第 4 項、
NPO 法第 31 条の 2
・ NPO 法第 11 条第 3 項、
労協法附則第 18 条)



③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議申述公告

- ・組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告
- ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議の申し立てを行い得ることも併せて官報で公告し、かつ、知れている債権者に対し格別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙、電子公告又は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により公告するときは、格別の催告は不要。）。

※官報公告については、公告を申し込みから掲載まで 1 ~ 2 週間程度を要する。

(労協法附則第 19 条・
第 6 条第 1 項・第 3 項・
NPO 法第 28 条の 2 第 1
項・NPO 法施行規則第 3
条の 2 第 2 項)



組織変更をする NPO 法人は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効果は生じない

(労協法附則第 19 条・
第 11 条第 1 項・同条
第 3 項)



④ 組合員となる者へ「組織変更後組合」の出資の第 1 回の払込み

(労協法附則第 17 条)

(次ページへ続く)

<根拠法・条文等>

⑤組織変更登記（解散登記＋設立登記）

- ・効力発生日から2週間以内に、法務局へNPO法人の組織変更登記申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。
- ・効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

(労協法附則第19条、第15条第1項、第12条・労協法第27条
・労協令第4条、第3条第1項)



⑥組織変更の届出

- ・NPO法人を管轄する行政庁（主たる事務所が所在する都道府県の知事（指定都市の区域内のみに所在する場合には、当該指定都市の長）に対し、遅滞なく、組織変更の届出
- ・労働者協同組合を管轄する行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から2週間以内に組織変更の届出

(労協法附則第19条、第12条・NPO法第9条・労協法第27条、第132条)

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（労協法附則第16条第4項、第5条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ 効力発生日
- ⑥ その他、厚労省令で定める事項

3 特定労働者協同組合について

令和4年6月に成立した、労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するための「労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）により、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合（特定労働者協同組合）に対し、税制上の措置を講ずることとされた。

行政庁である都道府県においては、以下の記載も参考にしつつ、組合の認定時及び認定後において、本制度の趣旨に則った適正な運用がなされるよう留意し、必要に応じて適切な措置を講じられたい。

（1）概要

特定労働者協同組合とは、労働者協同組合のうち、非営利性が徹底された労働者協同組合が認定を受けたものをいうから、労働者協同組合に関する規定は認定後も継続して適用され、加えて特定労働者協同組合に関する規定も適用されることとなる。よって、法第1条の目的や法第3条の基本原理をはじめとする各規定は特定労働者協同組合の活動においても遵守されなければならない。

非営利性の徹底とは、法第94条の3で定める基準に適合することを意味しており、この基準は法人税法上の非営利型法人の例に倣っている。

＜参考＞

○法人税法（抄）（昭和40年法律第34号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九 （略）

九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

○法人税法施行令（抄）（昭和40年政令第97号）

（非営利型法人の範囲）

第三条 法第二条第九号のニイ（定義）に規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）とする。

- 一 その定款に剩余金の分配を行わない旨の定めがあること。
- 二 その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。
- イ 公益社団法人又は公益財団法人

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人
- 三 前二号の定款の定めに反する行為（前二号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。
- 四 各理事（清算人を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

（2）認定の申請について（法第 94 条の 5、則第 81 条の 3）

特定労働者協同組合に係る認定の申請をする際には、定款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない（法第 94 条の 5 第 2 項）。

「厚生労働省令で定める書類」のうち、法第 94 条の 3 各号に掲げる認定基準に適合すること、法第 94 条の 4 の欠格事由に該当しないことを説明した書類としては、当該組合による自己申告書類が考えられる。自己申告書類の例として別添チェック表参照。

また、自己申告書に加えて、組合は定款や決算報告書等を法定の時点で届け出ることとされているから、設立年数の経過している組合からの申請であれば、行政庁が保有している情報ももとに認定の判断を行うことになると考えられる。

なお、組合が偽りその他不正の手段で認定を受けることについては、法第 94 条の 19 第 1 項第 2 号に認定取消規定、法第 132 条の 2 に罰則規定が設けられている。

（別添 認定様式例第 1 号「認定の申請・変更の認定（認定基準チェック表）」、認定様式例第 2 号「認定の申請・変更の認定（欠格事由チェック表）」参照）

（3）認定等の公示について（法第 94 条の 8（法第 94 条の 9 で準用する場合を含む。）、法第 94 条の 10、法第 94 条の 16、法第 94 条の 18、法第 94 条の 19、則第 81 条の 4）

行政庁は、特定労働者協同組合の認定をしたとき、合併、解散若しくは清算結了の届出を受けたとき、又は認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

公示の内容は、一般的には、認定時に以下の①～④について公示し、それ以降に⑤届出等があった場合に、①～④を更新するとともに、⑤を公示することが考えられる。

①労働者協同組合の名称、②代表理事の氏名、③主たる事務所の所在場所と従たる事務所の所在場所、④その他行政庁が必要と認める事項、⑤法令に基づき公示に係る事由が生じた場合はその旨

なお、特定労働者協同組合に関する条項で使用している「所在場所」については、「所在地」が最小行政区画までを指すことに対し、丁目地番までを指している。

(4) 変更の認定について（法第 94 条の 9、則第 81 条の 6）

特定労働者協同組合は、主たる事務所の所在場所の変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるものについては、この限りではない。

法第 94 の 9 第 1 項の変更の認定を受けようとする特定労働者組合については、厚生労働省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。法第 94 条の 3（認定の基準）、第 94 条の 4（欠格事由）の規定は、変更の認定について準用することになっているため、法第 94 条の 3 各号に掲げる認定基準に適合すること、法第 94 条の 4 の欠格事由に該当しないことを説明した書類としては、認定の申請の場合と同様に、当該組合による自己申告書類が考えられる。自己申告書類の例として別添チェック表参照。

（別添 認定様式例第 1 号「認定の申請・変更の認定（認定基準チェック表）」、認定様式例第 2 号「認定の申請・変更の認定（欠格事由チェック表）」参照）

(5) 変更の届出について（法第 94 条の 10、則第 81 条の 8）

特定労働者協同組合は、名称又は代表理事の氏名の変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。法第 94 条の 10 第 1 項の規定に基づき、代表理事の氏名の変更に係る変更の届出をしようとする特定労働者協同組合は、届出書に、代表理事が法第 94 条の 4 の欠格事由に該当しないことを説明した書類を添付して、行政庁に提出しなければならない。

（別添 認定様式例第 3 号「変更の届出（代表理事の欠格事由チェック表）」、認定様式例第 3 号の 2 「変更の届出（代表理事の状況）」参照）

(6) 特定労働者協同組合がその事務所に備え置くべき書類について（法第 94 条の 12、則第 81 条の 10）

特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの 3 月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、一定の書類（報酬規程等）を作成しなければならない。また、特定労働者協同組合は、報酬規程等を作成した時から 5 年間、当該報酬規程等をその主たる事務所に備え置かなければならない。特定労働者協同組合が作成し、事務所に備え置かなければならない書類（厚生労働省令で定める書類）として、①役員に対する報酬の支給の状況、②給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類があるが、様式例に基づいて作成すること等が考えられる。職員には、役員を除く組合の事業に従事する組合員及び非組合員が該当する。

（別添 認定様式例第 4 号「役員等に対する報酬等の状況」参照）

(7) 報酬規程等の提出について（法第 94 条の 13、則第 81 条の 11）

前述のとおり、特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの 3 月以内に、報酬規程等を作成しなければならない。また、毎事業年度 1 回、報酬規程等を行政庁に提出しなければな

らないが（法第 94 条の 13）、毎事業年度初めの 3 月以内に提出しなければならないこととするのが一般的と考えられる。

（8）合併の公示について（法第 94 条の 16）

行政庁は、特定労働者協同組合を全部又は一部の当事者とする合併について法第 91 条の規定による届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

この際、特定労働者協同組合と労働者協同組合が合併した場合には、次の点に留意する必要がある。特定労働者協同組合と労働者協同組合が合併した場合には、法第 90 条が適用されて行政庁から認定を受けることなく、特定労働者協同組合の地位を承継できることになる。そこで、特定労働者協同組合と（普通の）労働者協同組合が合併して、（普通の）労働者協同組合が存続する又は新設される場合には、定款上、剰余金の配当等が可能な組合が、特定労働者協同組合として税制上の措置を受ける可能性がある。よって、このような合併の届出があった際には、認定の基準に適合しているか等を確認し、状況に応じ、認定の取消し（法第 94 条の 19）等の監督権限を行使する、又は、当該組合から、取消しの申請を行うことで対応する等の必要があると考えられる。

（9）税制上の措置について

特定労働者協同組合は、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とするほか、公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度を除き、公益法人等に係る取扱いが適用される。

なお、収益事業とは法人税法及び法人税法施行令に規定された 34 の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）を指す。その他、収益事業とそれ以外の事業で生じた所得に関しては区分経理を要することに留意されたい。

＜参考＞

○法人税法（抄）（昭和 40 年法律第 34 号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 （略）

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものという。

○法人税法施行令（抄）（昭和 40 年政令第 97 号）

（収益事業の範囲）

第五条 法第二条第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付隨して行われる行為を含む。）とする。

一～三十四 （略）

（収益事業を行う法人の経理の区分）

第六条 公益法人等及び人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない。

特定労働者協同組合等の税制（勤労者生活課作成）

項目	NPO法人	特定労働者協同組合	労働者協同組合	企業組合
① 根拠法	特定非営利活動促進法	労働者協同組合法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法
② 法人税法上の位置付け	公益法人等	公益法人等	普通法人	普通法人
③ 法人税の課税対象	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に課税	全ての所得に課税
④ 法人税率	年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%
⑤ 寄附金に係る措置	あり	なし	なし	なし
⑥ 法人住民税（均等割）	最低税率	最低税率	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。

法人税法上の収益事業の概要（勤労者生活課作成）

- ・公益法人等の収益事業から生じた所得は、法人税の課税対象となる。
- ・収益事業とは以下の34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）で、継続して事業場を設けて行われるものという（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）。
- ・収益事業と収益事業以外の事業から生じた所得に関する区分経理を要する（同令第6条）。

1 物品販売業	10 請負業	19 仲立業	28 遊覧所業
2 不動産販売業	11 印刷業	20 問屋業	29 医療保健業
3 金銭貸付業	12 出版業	21 鉱業	30 技芸教授業
4 物品貸付業	13 写真業	22 土石採取業	31 駐車場業
5 不動産貸付業	14 席貸業	23 浴場業	32 信用保証業
6 製造業	15 旅館業	24 理容業	33 無体財産権の提供等を行う事業
7 通信業	16 料理店業その他の飲食店業	25 美容業	34 労働者派遣業
8 運送業	17 周旋業	26 興行業	
9 倉庫業	18 代理業	27 遊技所業	

（注）法律の規定に基づいて行われる一定の事業のほか、上記に掲げる種類の事業であっても、次に掲げる事業は、その種類を問わず収益事業から除かれる（法人税法施行令第5条第2項）。

- ① 公益社団法人・公益財團法人が行う公益目的事業
- ② 身体障害者及び生活保護者、知的障害者、精神障害者、年齢65歳以上の者、寡婦が事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの

法人住民税（均等割）の概要（勤労者生活課作成）

項目	内容			
税率	均等割	資本等の金額	都道府県民税 均等割	市町村民税均等割
		50億円超	80万円	300万円
		10億円超 50億円以下	54万円	175万円
		1億円超 10億円以下	13万円	40万円
		1千万円超 1億円以下	5万円	15万円
		1千万円以下	2万円	12万円
* NPO法人及び人格のない社団等は最低税率が適用されるため、都道府県民税2万円、市町村民税5万円となる（地法52①表1、312①表1）。				

(10) 労働者協同組合から特定労働者協同組合へ移行する場合、特定労働者協同組合から労働者協同組合へ移行する場合の留意事項について

労働者協同組合（法人税法上の「普通法人」）から特定労働者協同組合（法人税法上の「公益法人等」）へ移行する場合、特定労働者協同組合（法人税法上の「公益法人等」）から労働者協同組合（法人税法上の「普通法人」）へ移行する場合には、法人区分の変更時に事業年度（※）が区分されることになる。事業年度の区分により確定申告等の税務上の対応が必要になるため、移行を検討している組合は、事前に税務署等の関係機関とも十分相談のうえ進めること。

※ 法人税法における事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間で、法令で定めるものや法人の定款等に定めるものをいう。

<参考>

○法人税法（抄）（昭和 40 年法律第 34 号）

（事業年度の特例）

第十四条 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に終了し、これに続く事業年度は、第二号又は第五号に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

一～三 （略）

四 公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつたこと又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつたこと その事実が生じた日の前日

第十款 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算

第六十四条の四 公益法人等である内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その内国法人のその該当することとなつた日（以下この項及び第三項において「移行日」という。）前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積所得金額」という。）又は当該移行日前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2～6 （略）

(11) 企業組合から労働者協同組合へ組織変更する場合、特定非営利活動法人から労働者協同組合へ移行する場合の留意事項について

企業組合から労働者協同組合へ組織変更する場合、特定非営利活動法人から労働者協同組合へ組織変更する場合には、法人区分の変更時に事業年度が区分されることになる。事業年度の区分により確定申告等の税務上の対応が必要になるため、移行を検討している法人は、事前に税務署等の関係機関とも十分相談のうえ進めること。

第4 会計について

1 総則

(1) 目的

労働者協同組合又は労働者協同組合連合会の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書の作成について記載し、労働者協同組合又は労働者協同組合連合会の健全な運営に資することを目的とする。

(2) 会計慣行のしん酌

則第17条には、決算関係書類（第3章第3節）、事業報告書（第3章第4節）、決算関係書類及び事業報告書の監査（第3章第5節）、決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供（第3章第6節）、会計帳簿（第3章第7節）及び清算開始時の財産目録等の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならないという規定が設けられており、企業会計の基準や中小企業等協同組合会計基準等も適宜参考にすることが望まれる。

【参考】労働者協同組合法施行規則

（会計慣行のしん酌）

第十七条 この章（第一節、第二節及び第八節を除く。）及び第七十八条から第八十一条までの用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

2 勘定科目（別添 勘定科目表参照）

(1) 勘定科目表

別添の勘定科目表は、通常、労働者協同組合又は労働者協同組合連合会で使用される可能性が高いと思われる勘定科目を列挙したものであるから、それぞれの法人において当該表の勘定科目の全部を設定する必要はなく、法人の実情に適するよう取捨選択し、必要により当該表に掲げられていない勘定科目を設定しても差し支えない。

(2) 勘定科目表の分類

当該勘定科目表は、大分類、区分、中分類、小分類に分類され、通常は小分類を勘定科目として採用することとなる。なお、小分類では包括的すぎる場合には、さらに細分類を採用することができる。

・貸借対照表

大分類は、資産、負債及び純資産に分類した上で、それぞれに次のようにさらに区分を設けている。

- ① 資産は、流動資産、固定資産、繰延資産に分類し、固定資産はさらに有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産の中分類に区分する。
- ② 負債は、流動負債と固定負債に区分する。

③ 純資産は、組合員（会員）資本、評価・換算差額等に分類するとともに、組合員（会員）資本はさらに出資金、未払込出資金、資本剰余金、利益剰余金に分類する。資本剰余金は資本剰余金に、利益剰余金は利益準備金、就労創出等積立金、教育繰越金、その他利益剰余金の中分類に区分する。

・損益計算書

大分類は、収益及び費用に分類した上で、それぞれに次のようにさらに区分を設けている。

④ 収益は、事業収益、賦課金等収入（連合会において生じ得る（法第104条）。労働者協同組合には生じない。）、事業外収益及び特別利益に区分する。

⑤ 費用は、事業費用、一般管理費、事業外費用、特別損失及び税等に区分する。

3 決算関係書類

（1）貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

（2）貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更にそれぞれの部を各項目に区分しなければならない。

・資産の部

1 流動資産

2 固定資産

①有形固定資産

②無形固定資産

③外部出資その他の資産

3 繼延資産

・負債の部

1 流動負債

2 固定負債

・純資産の部

1 組合員資本

①出資金

②未払込出資金

③資本剰余金

④利益剰余金

2 評価・換算差額等

（別添 勘定科目表参照、別添 貸借対照表様式例参照）

（3）損益計算書の内容

損益計算書は、組合等の経営成績を明らかにするため、一会计期間に属する全ての収益と

これに対応する全ての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示するものとする。

(4) 損益計算書の区分

損益計算書は、収益と費用に区分し、更にそれぞれを各項目に区分しなければならない。

・収益の部

- 1 事業収益
- 2 賦課金等収入（連合会において生じ得る（法第104条）。労働者協同組合には生じない。）
- 3 事業外収益
- 4 特別利益

・費用の部

- 1 事業費用
- 2 一般管理費
- 3 事業外費用
- 4 特別損失

（別添 勘定科目表参照、別添 損益計算書様式例参照）

(5) 剰余金処分案又は損失処理案の内容

剰余金の処分について、法定されているものとしては、①準備金（法第76条第1項）、②就労創出等積立金（法第76条第4項）、③教育繰越金（法第76条第5項）があり、毎事業年度の剰余金の一定割合（1/10（①）又は1/20（②③））以上を積み立て等する必要がある。

①準備金（法第76条第1項）は、定款で定める額に達するまでは積み立てなければならず、定款で定める準備金の額は、出資総額の2分の1を下ってはならない（法第76条第2項）。また、損失の墳補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない（法第76条第3項）。

②就労創出等積立金（法第76条第4項）は、その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるために積み立てるものであり、そのための事業の実施に際して取り崩して使用することとされている。

③教育繰越金（法第76条第5項）は、組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるために積み立てる繰越金であり、そのための事業の実施に際して取り崩して使用することとされている。

剰余金の処分について、法定外のものとしては、定款の規定によるもの、総会の議決によるもの（他の任意積立金）がある。

(6) 剰余金処分案又は損失処理案の区分

剰余金処分案は、当期末処分剰余金又は当期末処理損失金、組合積立金取崩額、剰余金処分額及び次期繰越剰余金に区分するとともに（則第43条第1項）、当期末処分剰余金又は当期末処理損失金は、当期純利益金額又は当期純損失金額と前期繰越剰余金又は前期繰越損失金に区分しなければならない（則第43条第2項）。

損失処理案は、当期末処理損失金、損失墳補取崩額、次期繰越損失金に区分し（則第 44 条第 1 項）、さらに当期末処理損失金は、当期純損失金額又は当期純利益金額と前期繰越損失金又は前期繰越剰余金に区分しなければならない（則第 44 条第 2 項）。

損失墳補取崩額は、組合積立金取崩額、利益準備金取崩額、資本剰余金取崩額に区分しなければならない（則第 44 条第 3 項）。

（別添 剰余金処分案様式例、別添 損失処理案様式例参照）

（7）附属明細書

各事業年度に係る組合又は連合会の決算関係書類に係る附属明細書には、①有形固定資産及び無形固定資産の明細、②引当金の明細、③販売費及び一般管理費の明細（損益計算書で「販売費及び一般管理費」を集約表示している場合）のほか、組合又は連合会の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。なお、該当のないものは作成を要しない。

4 事業報告書

事業報告書は、通常総会において、組合員に、当該事業年度における、組合の事業活動の概況に関する事項、組合の運営組織の状況に関する事項及びその他組合の状況に関する重要な事項を報告する書類である。

事業報告書に記載しなければいけない事項は、則第 47 条～第 49 条に規定されている。

（別添 事業報告書様式例参照）

貸借対照表

大分類 一 資産

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等
I 流動資産		1 現金及び預金		一年内に期限の到来しない預金を除く。
		(1)現金		
		(2)預金		
	2 受取手形			通常の取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。
	3 売掛金			通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。
		(1)組合員売掛金		
		(2)外部売掛金		
		(3)未収手数料		
	4 有価証券			売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券
	5 商品			販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。
	6 製品			製品、副産物及び作業くず
	7 半製品			自製部分品を含む。
	8 原料及び材料			購入部分品を含む。
	9 仕掛品及び半成工事			
	10 貯蔵品			消耗品、消耗工具その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの
	11 前渡金			商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。
		(1)組合員前渡金		
		(2)外部前渡金		
	12 前払費用			
	13 未収収益			
	14 その他			
	15 貸倒引当金			貸倒引当金は、対象とする金銭債権が属する項目に対する控除項目として表示する。ただし、流動資産の控除項目として一括して表示することもできる。

II 固定資産	i 有形固定資産			
		1 建物		建物及び暖房、照明、通風等の附属設備
			(1)建物	
			(2)建物附属設備	
		2 構築物		ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。
		3 機械装置		機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の附属設備
		4 船舶		船舶及び水上運搬具
		5 車両運搬具		鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
		6 工具、器具及び備品	(1)工具、器具、備品	耐用年数一年以上のものに限る。
		7 土地		
		8 建設仮勘定		有形固定資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。有形固定資産を建設するために充当した費用を処理する勘定で、建設が完了したときは、それぞれの勘定に振り替える。
ii 無形固定資産	1 特許権			
	2 借地権			地上権を含む。
	3 商標権			
	4 実用新案権			
	5 意匠権			
	6 鉱業権			
	7 漁業権			入漁権を含む。
	8 ソフトウェア			
	9 その他	(1)借家権		

iii 外部出資その他の資産	1 外部出資		事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。
	(1)連合会出資金		
	(2)関係先出資金		
	2 長期保有有価証券		満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券であって満期まで所有する意図をもって取得したものをいう。以下同じ。）その他の流動資産又は外部出資に属しない有価証券をいう。
	(1)満期保有目的有価証券		
	(2)その他有価証券		
	3 長期前払費用		
	(1)未経過保険料		
	(2)未経過支払利息		
	(3)未経過賃借料		
IV 繰延税金資産	4 繰延税金資産		
	5 その他		その他の資産であって、外部出資その他の資産に属するもの又はその他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの。
	1 創立費		
	2 開業費		
	3 施設負担金		

貸借対照表

大分類 二 負債

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等
I 流動負債		1 支払手形		通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。
		2 買掛金		
			(1)組合員買掛金	
			(2)外部買掛金	
		3 前受金		受注工事、受注品等に対する前受金をいう。
			(1)組合員前受金	
			(2)前受〇〇金	
		4 引当金		資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。
		5 短期借入金		一年内に返済されないと認められるものを除く。
			(1)〇〇銀行短期借入金	
		6 未払金		通常の取引に関連して発生する未払金
		7 預り金		一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
		8 未払法人税等		事業年度終了時に納税義務が成立する法人税、住民税、事業税等を処理する。
		9 未払消費税等		期末における消費税等の未納額を処理する。
		10 未払費用	(1)未払支払利息	
			(2)未払〇〇料	
		11 前受収益	(1)前受貸付利息	
			(2)前受手数料	
		12 その他		
II 固定負債		1 長期借入金		一年内に返済されないと認められる借入金をいう。
		2 引当金		資産に係る引当金及び流動負債に掲げる引当金を除く。
		3 繰延税金負債		

貸借対照表

大分類 三 純資産

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等
I 組合員資本				出資総額を処理する。
出資金	i 出資金	1 出資金		払込済の出資金を処理する。
未払込出資金	ii 未払込出資金	1 未払込出資金		未払込出資金を処理し、出資金の控除項目として表示する。
資本剰余金	資本剰余金	1 出資金減少差益		出資金の減少によって生じた差益を処理する。
		2 移行時剰余金		企業組合から労働者協同組合へ組織変更した場合の企業組合時代の資本準備金の残り
利益剰余金	i 利益準備金			法第76条第1項によって、毎事業年度の剰余金の1/10以上を準備金として積み立てるときの準備金を処理する。
	ii 就労創出等積立金			法第76条第4項によって、毎事業年度の剰余金の1/20以上を就労創出等積立金として積み立てるときの積立金を処理する。
	iii 教育繰越金			法第76条第5項によって、毎事業年度の剰余金の1/20以上を教育繰越金として繰り越すときの繰越金を処理する。
	iv その他利益剰余金	1 組合積立金	(1)特別積立金	定款の規定による積立金を処理する。
			(2)○周年記念事業積立金	記念事業に充てるため、剰余金処分により積み立てる任意積立金を処理する。
			(3)役員退職給与積立金	役員の退職金に充てるため、剰余金処分により積み立てる任意積立金を処理する。
			(4)○○積立金	剰余金処分により積み立てるその他の任意積立金を処理する。
	2 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）		(1)当期純利益金額又は当期純損失金額	当期純利益金額又は当期純損失金額を処理する。
			(2)前期繰越剰余金又は前期繰越損失金	前期からの繰越利益又は繰越損失を処理する。
II 評価・換算差額等		1 その他有価証券評価差額金		純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。
		2 その他評価・換算差額		

損益計算書

大分類 四 収益

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等
I 事業収益	i ○○事業収益	1 売上高（注）		
		2 受取手数料		
		3 受取施設利用料		
		4 受取保管料		
		5 受取検査料		
II 賦課金等収入		1 賦課金収入		法律の規定に基づき、連合会が非経済事業及び一般管理費に充てるために徴収した賦課金
		2 参加料収入		
		3 負担金収入		
III 事業外収益		1 受取利息		
		2 受取外部出資配当金		
IV 特別利益		1 固定資産売却益		
		2 補助金収入		国、都道府県、市町村等からの補助金（施設建設のための補助金を含む）を処理する。
		3 前期損益修正益		

(注) 医療保健事業収益など「売上高」という科目が馴染まない場合には、適切な名称を用いることができる。

損益計算書

大分類 五 費用

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等
I 事業費用	i ○○事業費	1 売上原価		
		2 販売費		
		3 購買費		
		4 生産・加工費		
		5 運送費		
II 一般管理費	i 人件費	1 役員報酬		
		2 職員給料		
		3 福利厚生費		
		4 退職金		
		5 退職金共済掛金		
		6 退職給付費用		
		7 役員退職金		
	ii 業務費	1 教育研究費		
		2 研究開発費		
		3 新聞図書費		
		4 旅費交通費		
		5 通信費		
		6 会議費		
		(1)総会費		
		(2)理事会費		
		7 消耗品費		
		8 事務用品費		
		9 印刷費		
		10 器具備品費		
		11 支払手数料		
		12 関係団体負担金		
		13 交際費		
		14 貸借料		
		(1)支払家賃		
		(2)支払いリース料		
		(3)駐車料		
		15 支払保険料		
		16 水道光熱費		
		17 修繕費		
		18 車両費		
		19 コンピューター関係費		
		20 償却費		
		(1)減価償却費		
		(2)借家権償却		
		(3)施設負担金償却		
		(4)特別償却費		
		21 雜費		

	iii 諸税負担金	1 租税公課		
		2 消費税等		
III 事業外費用		1 支払利息		
		2 創立費償却		
		3 寄附金		
		4 貸倒引当金繰入		事業上の債権に係るものは事業費用、事業外の債権に係るものは事業外費用として処理する。
		5 貸倒損失		事業上の債権に係るものは事業費用、事業外の債権に係るものは事業外費用として処理する。
IV 特別損失		1 固定資産売却損		
		2 固定資産圧縮損		
		3 減損損失		
		4 災害による損失		
		5 前期損益修正損		
V 税等		1 法人税等		当期の負担に属する法人税額、住民税額、事業税額を処理する。ただし、前期以前の追徴税額等については、別科目を設けることができる。
		2 法人税等調整額		税効果会計による当期の法人税等調整額を処理する。

事業別損益計算書を必要としている組合を対象にした様式例

法人名

所在地

損 益 計 算 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

(単位:千円)

(三 事業費用の部)		(一 事業収益の部)	
科目	金額	科目	金額
I 医療保健事業費用 ○○事業費 医療保健事業収益又は医療保健事業損失	×× <u>××</u> (△××)	I 医療保健事業収益 ○○収入	×× ××
II 販売事業費用 売上原価 (1)期首棚卸高 (2)当期仕入高 (3)期末棚卸高 販売費 (1)配賦経費 (2)手形売却損 (3)貸倒引当金繰入 販売事業利益又は販売事業損失	×× ×× △×× ×× ×× ××	II 販売事業収益 売上高 (1)売上高 (2)受取手数料 その他販売収益 (1)販売雑収入 (2)○○○収入 計	×× ×× ×× ×× ×× ×××
III その他事業費用 施設事業費 保管事業費 検査事業費 運送事業費 研究開発事業費 福利厚生事業費 ○周年記念事業費 就労創出等積立金事業費 教育繰越金事業費 貸倒引当金繰入	×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	III その他事業収益 受取施設利用料 受取保管料 受取検査料 受取運送料 仮受賦課金繰入・戻入 福利厚生事業収入 ○周年記念事業積立金取崩 就労創出等積立金取崩 教育繰越金取崩 計	×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×××
施設費、保管費、検査費、運送費、研究開発費、組合員福利厚生費、○周年記念事業費には、配賦経費の配賦を行わない方法を選択した。		事業費用合計	
事業総利益金額又は事業総損失金額		事業収益合計	

(四 一般管理費の部)		(二 賦課金等収入の部)	
科目	金額	科目	金額
IV 一般管理費		IV 賦課金等収入	
人件費		賦課金収入	××
(1) 役員報酬	××	参加料収入	××
(2) 職員給料	××	負担金収入	××
(3) 福利厚生費	××	賦課金等収入合計	×××
(4) 退職金	××		
(5) 退職共済掛金	××		
(6) 退職給付費用	××		
(7) 役員退職金	××		
業務費			
(1) 教育研究費	××		
(2) 研究開発費	××		
(3) 新聞図書費	××		
(4) 旅費交通費	××		
(5) 通信費	××		
(6) 会議費	××		
(7) 消耗品費	××		
(8) 事務用品費	××		
(9) 印刷費	××		
(10) 器具備品費	××		
(11) 支払手数料	××		
(12) 関係団体負担金	××		
(13) 交際費	××		
(14) 貸借料	××		
(15) 支払保険料	××		
(16) 水道光熱費	××		
(17) 修繕費	××		
(18) 車両費	××		
(19) コンピューター関係費	××		
(20) 償却費	××		
(21) 雜費	××		
諸税負担金			
(1) 租税公課	××		
(2) 消費税等	×		×××
事業への配賦			
(1) 医療保健事業費用への配賦	△××		
(2) 販売費への配賦	△××	△×××	×××
一般管理費合計			
事業利益金額又は事業損失金額			×××

(六 事業外費用の部)		(五 事業外収益の部)	
科目	金額	科目	金額
V 事業外費用 支払利息 有価証券評価損 為替差損 創立費償却 繰延消費税等償却 貸倒損失 雑損失 寄付金 貸倒引当金繰入 事業外費用合計	× × × × ×	V 事業外収益 受取利息 受取外部出資配当金 為替差益 協賛金収入 事業経費補助金収入 雑収入 事業外収益合計	× × × × × × × × × × × × × × ×
経常利益金額又は経常損失金額	× × ×		
(八 特別損失の部)		(七 特別利益の部)	
科目	金額	科目	金額
VI 特別損失 固定資産売却損 固定資産除却損 固定資産圧縮損 災害損失 前期損益修正損 減損損失 その他特別損失 特別損失合計	× × × × × × × × × × × × × × × × ×	VI 特別利益 固定資産売却益 補助金収入 貸倒引当金戻入 未払法人税等戻入 前期損益修正益 特別積立金取崩 その他特別利益 特別利益合計	× × × × × × × × × × × × × × × × ×
税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額	× × ×		
VII 税等 1 法人税等 2 法人税等調整額 税等合計	× × × × × ×		
当期純利益金額又は当期純損失金額	× × ×		

(注)「二 賦課金等収入の部」の「賦課金収入」については、連合会において生じ得る（法第104条）。労働者協同組合には生じない。

事業別損益計算書を必要としていない組合を対象にした様式例

法人名
所在地

損 益 計 算 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

(単位:千円)

(三 事業費用の部)		(一 事業収益の部)	
科目	金額	科目	金額
I 医療保健事業費用	××	I 医療保健事業収益	××
II 販売事業費用		II 販売事業収益	
売上原価		売上高	
(1)期首棚卸高	××	(1)売上高	××
(2)当期仕入高	××	(2)受取手数料	××
(3)期末棚卸高	△××	その他販売収益	
販売費		(1)○○○収入	××
(1)○○○費	××	(2)○○○収入	××
(2)○○○費	××	計	××
計	××		××
III 施設事業費用		III 施設事業収益	
施設減価償却費	××	受取施設利用料	××
施設借入支払利息	××	施設負担金収入	××
施設費	××	減価償却負担金収入	××
計	××	利子負担金収入	××
IV 保管・運送事業費用		IV 保管・運送事業収益	
保管費	××	受取保管料	××
運送費	××	受取運送料	×
計	××	計	×
V 検査・試験・開発事業費用		V 検査・試験・開発事業収入	
検査費	××	受取検査料	××
試験研究費	××	受取試験料	××
研究開発費	××	試験開発負担金収入	××
計	××	計	×
VI 福利厚生事業費用		VI 福利厚生事業収益	
親睦会費	××	福利厚生事業参加料収入	×
慶弔費	×%		
計	×%		
VII ○周年記念事業費		VII ○周年記念事業収入	
記念式典費	××	記念事業参加料収入	×
記念出版物費	××	○周年記念事業積立金取崩	×
記念祝賀会費	×%	記念事業雑収入	×
計	×%	計	×
VIII 貸倒引当金繰入	×		
事業費用合計	×××	事業収益合計	×××
事業総利益金額又は事業総損失金額	×××		

(四 一般管理費の部)		(二 税課金等収入の部)	
科目	金額	科目	金額
IX 一般管理費		VIII 税課金等収入	
人件費		税課金収入	××
(1) 役員報酬	××	参加料収入	××
(2) 職員給料	××	負担金収入	××
(3) 福利厚生費	××	税課金等収入合計	×××
(4) 退職金	××		
(5) 退職共済掛金	××		
(6) 退職給付費用	××		
(7) 役員退職金	××		
業務費			
(1) 教育研究費	××		
(2) 研究開発費	××		
(3) 新聞図書費	××		
(4) 旅費交通費	××		
(5) 通信費	××		
(6) 会議費	××		
(7) 消耗品費	××		
(8) 事務用品費	××		
(9) 印刷費	××		
(10) 器具備品費	××		
(11) 支払手数料	××		
(12) 関係団体負担金	××		
(13) 交際費	××		
(14) 貸借料	××		
(15) 支払保険料	××		
(16) 水道光熱費	××		
(17) 修繕費	××		
(18) 車両費	××		
(19) コンピューター関係費	××		
(20) 償却費	××		
(21) 雑費	××		
諸税負担金			
(1) 租税公課	××		
(2) 消費税等	××		
一般管理費合計	×××		
事業利益金額又は事業損失金額	×××		

(六 事業外費用の部)		(五 事業外収益の部)	
科目	金額	科目	金額
X 事業外費用 支払利息 手形売却損 為替差損 創立費償却 繰延消費税等償却 貸倒損失 雑損失 寄付金 貸倒引当金繰入 事業外費用合計	× × × × ×	IX 事業外収益 受取利息 受取外部出資配当金 為替差益 協賛金収入 加入手数料収入 事業経費補助金収入 過怠金収入 雑収入 事業外収益合計	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
経常利益金額又は経常損失金額	× × ×		
(八 特別損失の部)		(七 特別利益の部)	
科目	金額	科目	金額
XI 特別損失 固定資産売却損 固定資産除却損 固定資産圧縮損 災害損失 前期損益修正損 減損損失 その他特別損失 特別損失合計 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	X 特別利益 固定資産売却益 補助金収入 貸倒引当金戻入 未払法人税等戻入 前期損益修正益 特別積立金取崩 その他特別利益 特別利益合計	× × × × × × × × × × × × × × × × ×
XII 税等 法人税等 法人税等調整額 税等合計 当期純利益金額又は当期純損失金額	× × × × × × × × ×		

(注)「二 賦課金等収入の部」の「賦課金収入」については、連合会において生じ得る（法第104条）。労働者協同組合には生じない。

法人名
所在地

貸 借 対 照 表
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(単位:千円)

(一 資産の部)		(二 負債の部)	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	× × ×	I 流動負債	× × ×
現金及び預金	× × ×	支払手形	× × ×
受取手形	× × ×	買掛金	× × ×
売掛金	× × ×	前受金	× × ×
有価証券	× × ×	〇〇引当金	× × ×
商品	× × ×	短期借入金	× × ×
前渡金	× × ×	未払金	× × ×
前払費用	× × ×	預り金	× × ×
未収収益	× × ×	未払法人税等	× × ×
その他	× × ×	未払消費税等	× × ×
貸倒引当金	△ × × ×	未払費用	× × ×
流動資産計	× × × ×	前受収益	× × ×
		その他	× × ×
		流動負債計	× × × ×
II 固定資産		II 固定負債	
i 有形固定資産		長期借入金	× × ×
建物	× × ×	〇〇引当金	× × ×
構築物	× × ×	繰延税金負債	× × ×
機械装置	× × ×	固定負債計	× × × ×
車両運搬具	× × ×		
工具、器具及び備品	× × ×	負債合計	× × × × ×
土地	× × ×		
建設仮勘定	× × ×	(三 純資産の部)	
有形固定資産計	× × × ×		
ii 無形固定資産		科目	金額
特許権	× × ×	I 組合員資本	
借地権	× × ×	i 出資金	× × × ×
商標権	× × ×	ii 未払込出資金	△ × × ×
ソフトウエア	× × ×	出資金計	× × × ×
その他	× × ×	iii 資本剰余金	
無形固定資産計	× × ×	資本剰余金	
iii 外部出資その他の資産		(1)出資金減少差益	× × ×
外部出資	× × ×	(2)移行時剰余金	× × ×
長期保有有価証券	× × ×	資本剰余金計	× × × ×
長期前払費用	× × ×	iv 利益剰余金	
繰延税金資産	× × ×	利益準備金	× × ×
その他	× × ×	就労創出等積立金	× × ×
貸倒引当金	△ × × ×	教育繰越金	× × ×
外部出資その他の資産計	× × × ×	その他利益剰余金	
固定資産計	× × × × ×	(1)組合積立金	
III 繰延資産		①特別積立金	× × ×
創立費	× × ×	②〇周年記念事業積立金	× × ×
		③役員退職給与積立金	× × ×
		組合積立金計	× × × ×

開業費	× × ×	(2)当期末処分剰余金又は当期末処理損失金	
施設負担金	× × ×	①当期純利益金額又は当期純損失金額	× × ×
繰延資産計	× × × ×	②前期繰越剰余金 又は前期繰越損失金 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金計	× × ×
		その他利益剰余金計	× × ×
		利益剰余金計	× × ×
		組合員資本計	× × × ×
		II 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	× × ×
		その他評価・換算差額等	
		評価・換算差額等計	× × ×
		純資産合計	× × × ×
資産合計	<u>× × × × ×</u>	負債及び純資産合計	<u>× × × × ×</u>

法人名
所在地

事業報告書
(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

I 事業活動の概況に関する事項

1 事業年度の末日における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果(組合及び組合員をめぐる経済・経営状況、当該事業年度における主要な事業の内容・経過及び成果を事業ごとに記載)

- (1) 組合及び組合員をめぐる経済・経営状況
- (2) 事業の実施状況

○○事業(事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載)

2 増資及び資金の借入れその他の資金調達の状況(当該事業年度中に新たな資金調達を実施した場合に記載)

資金実績表

資金運用実績		資金調達実績	
1 固定資産投資	× × ×	1 増資	× × ×
2 借入金返済額	× × ×	2 借入金	× × ×
3 従事分量(組合)・利用分量 (連合会) 配当金	× ×	3 当期純利益金額	× ×
4 ○○○	× × ×	4 減価償却費	× × ×
5 差引運転資金の増減	× × ×	5 ○○○	× × ×
資金運用合計		資金調達合計	
× × × ×		× × × ×	

3 設備投資の状況(当該事業年度中に設備投資を実施した場合に記載)

- ① 組合会館・組合事務所 各○箇所
- ② 工場・倉庫 各○箇所
- ③ 駐車場 各○箇所

4 業務提携等重要事項の概要(業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があつ

た場合に、その状況を記載)

5 直前3事業年度の財産及び損益の状況（当該事業年度は含まない）

項目	前年度 (令和〇年度)	前々年度 (令和〇年度)	前々々年度 (令和〇年度)
資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
純資産合計	× ×	× ×	× ×
事業収益合計	× × ×	× × ×	× × ×
当期純利益金額	×	×	×

6 対処すべき重要な課題・組合の現況に関する重要な事項（組合が対処すべき課題等、組合の現状に関する状況の中で重要な事項がある場合に記載）

II 運営組織の状況に関する事項

- 1 総会の開催状況（当該事業年度中に開催した総会の状況（開催日時、出席組合員数、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）
- 2 理事会の開催状況（当該事業年度中に開催した理事会の状況（開催日時、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）
- 3 委員会・部会等の開催状況（当該事業年度中に開催した委員会・部会等の状況（開催日時、出席者数、主な議題等）を記載）
- 4 組合員数及び出資口数の増減

（1口金額〇〇〇円）

	前年度末	増 加	減 少	本年度末
組合員数	名	名	名	名
出資口数	口	口	口	口
出資総額	円	円	円	円

5 役員に関する事項

(1) 役員の氏名及び職制上の地位及び担当

地 位	氏 名	担 当

(2) 兼務役員についての重要な事実（組合の役職以外に就いている外部会社等における役職）

地 位	氏 名	兼務役員の状況（会社名と役職）

(3) 辞任した役員の氏名

地 位	氏 名	退任月日・退任事由

6 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

	前年度末	当年度増加	当年度減少	当年度末
人 数	人	人	人	人
平均年齢	歳	歳	歳	歳
平均勤続年数	年	年	年	年

(2) 組織図



(3) 組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織の概要

組織の名称	組織の目的と活動（事業）概要

7 施設の設置状況（主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地等）

施設の名称	施設の概要	所在地

--	--	--

8 重要な子会社（子法人、関連会社）の状況（商号又は名称、代表者名、所在地、資本金額、当該子会社に対する組合の議決権比率、主要な事業内容）

9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

剩 余 金 処 分 案
(令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日)

円

I 当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)

1 当期純利益金額 (又は当期純損失金額)	× ×	
2 前期繰越剰余金 (又は前期繰越損失金)	× ×	(△ × ×)
3 過年度税効果調整額	<u>× ×</u>	× × ×

II 組合積立金取崩額

1 特別積立金取崩額	× ×	× × ×
------------	-----	-------

III 剰余金処分額

1 利益準備金	× ×	
2 就労創出等積立金	× ×	
3 教育繰越金	× ×	
4 組合積立金		
特別積立金	× ×	
〇〇周年記念事業積立金	× ×	
役員退職給与積立金	<u>× ×</u>	× × ×
5 従事分量配当金(組合)		× ×
6 利用分量配当金(連合会)		
〇〇事業配当金	<u>× ×</u>	× × ×
		<u>× × ×</u>

IV 次期繰越剰余金

× × ×

(作成上の留意事項)

- ・利益準備金、組合積立金のうちの特別積立金は、当期純利益金額(繰越損失がある場合にはこれを填補した後の金額)をもとに計上すること。

法人名
所在地

損失処理案

(令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日)

円

I 当期末処理損失金

1 当期純損失金額(又は当期純利益金額)	<u>△××</u> (××	
2 前期繰越損失金(又は前期繰越剩余金)	<u>△××</u> (××	△××

II 損失填補取崩額

1 組合積立金取崩額

特別積立金取崩額	××	
〇〇周年記念事業積立金取崩額	××	
役員退職給与積立金取崩額	<u>××</u>	××

2 利益準備金取崩額

3 資本剩余金取崩額

	××	
	××	
	<u>××</u>	<u>××</u>

III 次期繰越損失金

△××

(作成上の留意事項)

- (1) 労協法第72条による出資1口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益及び、持分計算の結果出資金に満たない額を払い戻したときに生じる出資金減少差益を、損失補填に充てる時は、資本剩余金取崩額に表示する。
- (2) 当期末処理損失額が少なく、次期以降の利益で、填補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰り越しても差し支えない。

1. 基本情報

フリガナ				
法人の名称				
フリガナ				
組織変更前の法人の名称				
主たる事務所の住所及び連絡先	<p>〒 <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> <input type="text"/> 市区町村 <input type="text"/></p> <p>住所番地等 <input type="text"/> (建物名又は部屋番号がある場合は、記載してください。)</p>			
代表電話番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	FAX番号	<input type="text"/>
代表電子メールアドレス	@ <input type="text"/>			
ホームページアドレス	<input type="text"/>			
代表者の氏名				
事業年度	月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>	～	月 <input type="text"/> 日
申請業務担当者(注)				
氏名(又は名称)	<input type="text"/>	役職(又は担当者名)	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/>	FAX番号	<input type="text"/>	
電子メールアドレス	@ <input type="text"/>			
事業の概要	<input type="text"/>			

注:代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

2. 組織変更時財産額

1. 算定日	令和 年 月 日
2. 組織変更時財産額(i + ii - iii)	円
i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額 ※ 提出書に添付した貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載してください。	円
ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 …規則附則第5条第1.2号 ※ 別表A(1)の(時価－帳簿価額)の額を記載してください。	円
iii その他支出又は保全が義務づけられているものの額 …規則附則第5条第3号 ※ 別表A(2)の額を記載してください。	円

様式例：別表A(1)【組織変更時財産額の算定】

【時価評価資産の帳簿価格との差額】(規則附則第5条第1号・第2号)

(1)時価の合計額	(2)帳簿価額の合計額	(1)-(2)の額…注
円	円	円

注：「(1)-(2)の額」を別紙2に記載してください。

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時価	時価の算定方法
(土地(注)又は土地の上に存する権利…規則附則第5条第1号イ・第2号				
イ1		円	円	
イ2		円	円	
イ3		円	円	
イ4		円	円	
イ5		円	円	
イ6		円	円	
イ7		円	円	
イ8		円	円	
小計		円	円	
(有価証券…規則附則第5条第1号ロ・第2号				
ロ1		円	円	
ロ2		円	円	
ロ3		円	円	
ロ4		円	円	
ロ5		円	円	
ロ6		円	円	
ロ7		円	円	
ロ8		円	円	
小計		円	円	
(その他時価と帳簿価格との差額が著しく多額な資産…規則附則第5条第1号ハ・第2号				
ハ1		円	円	
ハ2		円	円	
ハ3		円	円	
ハ4		円	円	
ハ5		円	円	
ハ6		円	円	
ハ7		円	円	
ハ8		円	円	
小計		円	円	

※各資産については、その時価の算定根拠を示す書類(客観的な資料又は別表B)を添付してください。

注：土地については、一団の土地ごとに記載してください。

様式例：別表A(2)【組織変更時財産額の算定】

【その他支出又は保全が義務付けられているもの（注1）の明細】（規則附則第5条第3号）

番号	財産の名称	控除すべき額	組織変更時財産額から控除すべき理由（注2）
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
合計		円	合計の額を別紙2に記載してください。

注1：退職給付会計導入に伴う変更時差異を有する法人で、未処理額を組織変更時財産額から控除する場合は、その旨及び未処理額の金額を記載し、当該未処理額の算定根拠等の資料を添付してください。

注2：当該財産（注1の場合を除く。）について、当該財産の目的、法令等の要請（法人の内規を除く。）及び合理的な算定根拠の概要を記載し、補足説明資料を添付してください。

様式例：別表B〔時価評価資産等の時価の算定根拠〕

〔時価評価資産の時価の算定根拠〕

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時価	時価の算定方法
		円	円	
時 価 の 算 定 根 拠				

※時価の算定根拠の説明を補足する資料があれば添付してください。

時価評価が困難であるため、帳簿価額を時価とした資産については、その旨を説明してください。

番号	時価評価資産の名称	帳簿価額	時価	時価の算定方法
		円	円	
時 価 の 算 定 根 拠				

※時価の算定根拠の説明を補足する資料があれば添付してください。

1. 基本情報

フリガナ					
法人の名称					
フリガナ					
組織変更前の法人の名称					
主たる事務所の住所及び連絡先					
住所	〒	都道府県		市区町村	
	番地等	(建物名又は部屋番号がある場合は、記載してください。)			
代表電話番号			FAX番号		
代表電子メールアドレス	@				
ホームページアドレス					
代表者の氏名					
事業年度	月　　日	～	月　　日		
申請業務担当者(注)					
氏名(又は名称)			役職(又は担当者名)		
電話番号			FAX番号		
電子メールアドレス	@				
事業の概要					

注:代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

様式例：①〔定期報告書〕

・1年目

【 年度（年月日から年月日まで）の概要】

項目	金額（円）
A. 組織変更時財産額	円
B.当該事業年度に、組織変更時財産額から確認に係る事業による損失の墳補に充てた額	円
C.当該事業年度の末日の組織変更時財産残額（A-B）	円

・2年目以降

【 年度（年月日から年月日まで）の概要】

項目	金額（円）
A.組織変更時財産額	円
B.前事業年度までに、組織変更時財産額から確認に係る事業による損失の墳補に充てた額の合計額	円
C.前事業年度の末日の組織変更時財産残額（A-B）	円
D.当該事業年度に、組織変更時財産額から確認に係る事業による損失の墳補に充てた額	円
E.当該事業年度の末日の組織変更時財産残額（C-D）	円

様式例（労働者協同組合法附則第12条関係）

年 月 日

中小企業等協同組合法第111条第1項第5号に規定する行政庁 殿

企業組合の住所及び名称

企業組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合への組織変更届

労働者協同組合法附則第4条に規定する組織変更をしたので、同法附則第12条第1項の規定によりその旨届け出ます。

組織変更後組合の名称	
組織変更後組合の 主たる事務所の所在地	
組織変更後組合の 代表理事の氏名	
組織変更の効力発生日	年 月 日

様式例（労働者協同組合法附則第19条において準用する同法附則第12条関係）

年 月 日

特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁 殿

特定非営利活動法人の住所及び名称

特定非営利活動法人の代表者の氏名

労働者協同組合への組織変更届

労働者協同組合法附則第4条に規定する組織変更をしたので、同法附則第19条において準用する
同法附則第12条第1項の規定によりその旨届け出ます。

組織変更後組合の名称	
組織変更後組合の 主たる事務所の所在地	
組織変更後組合の 代表理事の氏名	
組織変更の効力発生日	年 月 日

特定労働者協同組合としての認定を受けるための申請書

年 月 日 ○○○知事 殿	主たる事務所の所在 地	〒 電 話 () — FAX () —
	(フリガナ)	
	労働者協同組合の名称	
	(フリガナ)	
	代表者 の 氏 名	
	設立 年 月 日	年 月 日
	事 業 年 度	月 日～ 月 日
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・無 自 年 月 日 至 年 月 日
	認定取消の有無 (取 消 日)	有・無 (年 月 日)

労働者協同組合法第94条の2の認定を受けたいので申請します。

(事業を行う都道府県の区域)

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		

(日本産業規格A列4番)

(備考)

- 過去に認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から2年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 申請書には次の書類を添付してください。

1 定款

2 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

3 法第94条の3各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

4 役員が法第94条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを説明した書類

5 法第94条の4第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを説明した書類

6 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

● 書類作成上の留意事項 ●

- 「その他の事務所の所在地」には、定款に記載されている「その他の事務所」を全て記入してください。
- 「その他の事務所」が多数ある場合で、この様式に書ききれない場合は、**認定様式例第0号次頁**に記入してください。

申請法人名	
-------	--

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		

認定の申請・変更の認定（認定基準チェック表）

法人名		チェック欄
(認定の基準)	第九十四条の三 行政庁は、前条の認定の申請をした組合が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該組合について同条の認定をするものとする。 一 その定款に剩余金の配当を行わない旨の定めがあること。 二 その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合（前条の認定を受けた組合をいう。以下同じ。）に帰属する旨の定めがあること。 三 前二号の定款の定めに反する行為（前二号及び次号に掲げる基準の全てに該当していた期間において、剩余金の配当又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。	

定款の定めの有無等	
1	その定款に剩余金の配当を行わない旨の定めがあること。
2	その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合（前条の認定を受けた組合をいう。以下同じ。）に帰属する旨の定めがあること。
3	前二号の定款の定めに反する行為（前二号及び次号に掲げる基準の全てに該当していた期間において、剩余金の配当又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。（注）

(注意事項)

- 「特別の利益」については、同様の規定が設けられている以下の解釈が参考になります。

●法人税基本通達(抄)

(非営利型法人における特別の利益の意義)

1-1-8 令第3条第1項第3号及び第2項第6号《非営利型法人の範囲》に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。（平20年課法2-5「ニ」により追加）

- (1) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- (2) 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- (3) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- (4) 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- (5) 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- (6) 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。

なお、「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。

認定の申請・変更の認定（認定基準等チェック表）

法人名				チェック欄															
(認定の基準)																			
第九十四条の三 行政庁は、前条の認定の申請をした組合が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該組合について同条の認定をするものとする。																			
一～三 (略)																			
四 各理事(清算人を含む。以下この号において同じ。)について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理事数</th> <th>最も人数が多い「親族等」のグループの理事の人数</th> <th colspan="2">割合 (②÷①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td colspan="2">③</td> </tr> <tr> <td>申請時</td> <td>人</td> <td>人</td> <td colspan="2">%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 各欄の人数等は、認定様式例第1号の3「認定の申請・変更の認定(役員の状況)」から転記してください。 (注2) ③については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。</p>					項目	理事数	最も人数が多い「親族等」のグループの理事の人数	割合 (②÷①)		区分	①	②	③		申請時	人	人	%	
項目	理事数	最も人数が多い「親族等」のグループの理事の人数	割合 (②÷①)																
区分	①	②	③																
申請時	人	人	%																

認定様式例第1号の3（法第94条の3、第94条の9関係）

認定の申請・変更の認定（理事の状況）

法人名		申 請 時
理 事 数		人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの 理事の人数		人

理 事 の 内 訳						
氏 名	ふりがな	性別	生年月日	住 所	職名	続柄等

「認定の申請・変更の認定（理事の状況）」 記載要領

1 「理事の内訳」欄の「職名」には「理事」又は「清算人」を記載します。
「続柄等」には「親族等」のグループを記載します。

2 この表において、「親族等」とは次の者が該当します。

(理事と特殊の関係のある者の範囲等)

第八十一条の二 法第九十四条の三第四号に規定する理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事（清算人を含む。以下この号において同じ。）の配偶者
- 二 当該理事の三親等以内の親族
- 三 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 当該理事の使用人
- 五 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 六 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

認定の申請・変更の認定（欠格事由チェック表）

法人名	チェック欄	
認定の基準にかかるわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定を受けることができません。		
(欠格事由)		
第九十四条の四 前条の規定にかかるわらず、次のいずれかに該当する組合は、第九十四条の二の認定を受けることができない。		
一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの		
イ 特定労働者協同組合が第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該特定労働者協同組合の業務を行う理事であった者でその取消しの日から二年を経過しないもの		
ロ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者		
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等		
二 第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないもの		
三 その定款の内容が法令又は法令に基づく行政庁の处分に違反しているもの		
四 次のいずれかに該当するもの		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの		
1 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの		
イ	特定労働者協同組合が第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該特定労働者協同組合の業務を行う理事であった者でその取消しの日から二年を経過しないもの	有・無
ロ	この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	有・無
ハ	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	有・無
ニ	暴力団の構成員等	有・無
2 第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないもの		はい・いいえ
3 その定款の内容が法令又は法令に基づく行政庁の处分に違反しているもの		はい・いいえ
4 次のいずれかに該当するもの		はい・いいえ
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの		
添付書類		

変更の届出（代表理事の欠格事由チェック表）

法人名		チェック欄
代表理事が法第九十四条の四第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを説明した書類		
(欠格事由)		
第九十四条の四 前条の規定にかかるわらず、次のいずれかに該当する組合は、第九十四条の二の認定を受けることができない。		
<p>一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 特定労働者協同組合が第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該特定労働者協同組合の業務を行う理事であった者でその取消しの日から二年を経過しないもの</p> <p>ロ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等</p>		

1	その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの	
イ	特定労働者協同組合が第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該特定労働者協同組合の業務を行う理事であった者でその取消しの日から二年を経過しないもの	有・無
ロ	この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	有・無
ハ	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	有・無
ニ	暴力団の構成員等	有・無

添付書類	
------	--

変更の届出（代表理事の状況）

代表理事の状況		
氏名	生年月日	住所

役員等に対する報酬等の状況

法人名																																																															
(報酬規程等の作成、備置き及び閲覧等)																																																															
第九十四条の十二 特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。																																																															
<ol style="list-style-type: none"> 一 前事業年度の特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程 二 前事業年度の役員名簿（役員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第六項及び第九十四条の十四において同じ。） 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める書類 																																																															
(特定労働者協同組合がその事務所に備え置くべき書類)																																																															
第八十一条の十 法第九十四条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。																																																															
<ol style="list-style-type: none"> 一 役員に対する報酬の支給の状況 二 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 																																																															
<p>イ 役員に対する報酬の支給の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>職 名</th> <th>支 給 期 間 等</th> <th>支 給 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額																																																								
氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額																																																												
<p>ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額</p> <table border="1"> <tr> <td>集 計 期 間</td> <td>年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>給 与 を 得 た 職 員 の 総 数</td> <td>左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>円</td> </tr> </table>				集 計 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額	人	円																																																						
集 計 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日																																																														
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額																																																														
人	円																																																														